

みんな笑顔で 介護保険



名張市

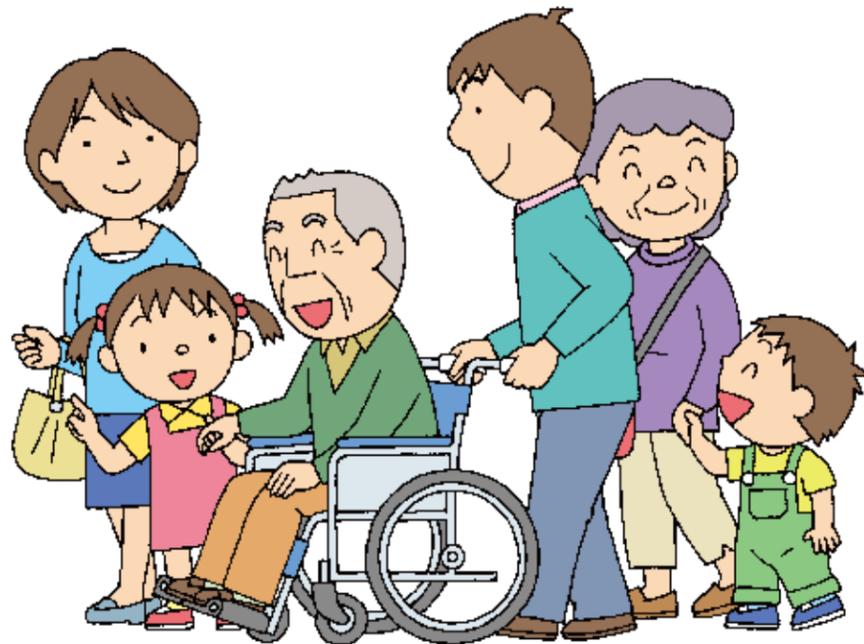
介護保険制度のおもな改正ポイント

令和7年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました
80万円から、80万9,000円に変わりました。

令和7年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が一部変わります
介護老人保健施設および介護医療院のうち、一部の多床室で室料負担が導入されます。そのため、居住費等の基準費用額のうち、多床室の一部で金額が変わります。
対象になるのは、介護老人保健施設の「療養型」「その他型」と、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）です（短期入所サービスも含む）。
- 高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わります
80万円から、80万9,000円に変わります。



| | | |
|--------------------|--|--------------|
| 介護保険のしくみ | ● 介護保険について…………… 4 | 介護保険のしくみ |
| サービス利用の手順 | ● サービス利用の流れ① …… 6 ● サービス利用の流れ② …… 8 | サービス利用の手順 |
| 要介護1～5の人〈介護サービス〉 | ● 介護サービス（在宅サービス）…… 10 ● 介護サービス（施設サービス）…… 14 | 介護サービス |
| 要支援1・2の人〈介護予防サービス〉 | ● 介護保険について…………… 16 | 介護予防サービス |
| 地域密着型サービス | ● 住み慣れた地域で生活を続けるために…………… 18 | 地域密着型サービス |
| 福祉用具貸与・購入、住宅改修 | ● 生活する環境を整えるサービス… 20 | 福祉用具、住宅改修 |
| 地域支援事業（総合事業） | ● 総合事業 自分らしい生活を続けるために…………… 22 | 地域支援事業（総合事業） |
| 利用者の負担 | ● 費用の一部を負担します …… 26 | 利用者の負担 |
| 介護保険料 | ● 介護保険料 …… 28 ● 保険料の納め方 …… 30 | 介護保険料 |

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険について

介護保険制度は名張市が運営します。40歳以上の皆さんが加入者として保険料を納め、介護や支援が必要となったときは、費用の一部を支払ってサービスを利用できます。

介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 保険料を納めます

65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要であると認定を受けた方

（どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません。）



※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要であると認定を受けた方

（交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。）



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証（介護保険被保険者証） 要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険証が必要になります。

- 交付対象者**
- 【65歳以上の人】 ● 1人に1枚交付されます。 ● 65歳になる月（誕生日が1日の方は前月）に交付されます。
 - 【40～64歳の人】 ● 要介護認定を受けた人に交付されます。

- 必要なとき**
- 要介護認定の申請をするとき（65歳以上の人）
 - ケアプランを作成するとき
 - 介護保険サービスを利用するとき



大切に保管しましょう。

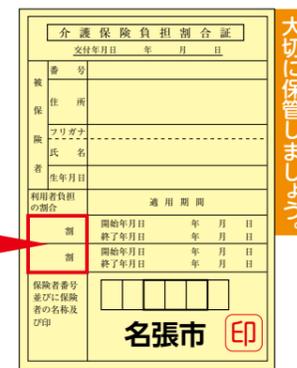
負担割合証（介護保険負担割合証） 介護保険サービス等を利用するときの負担割合（1～3割）が記載されています。

交付対象者 要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

- 必要なとき**
- 介護保険サービスを利用するとき
 - 【有効期限】1年間（8月1日～翌年7月31日）

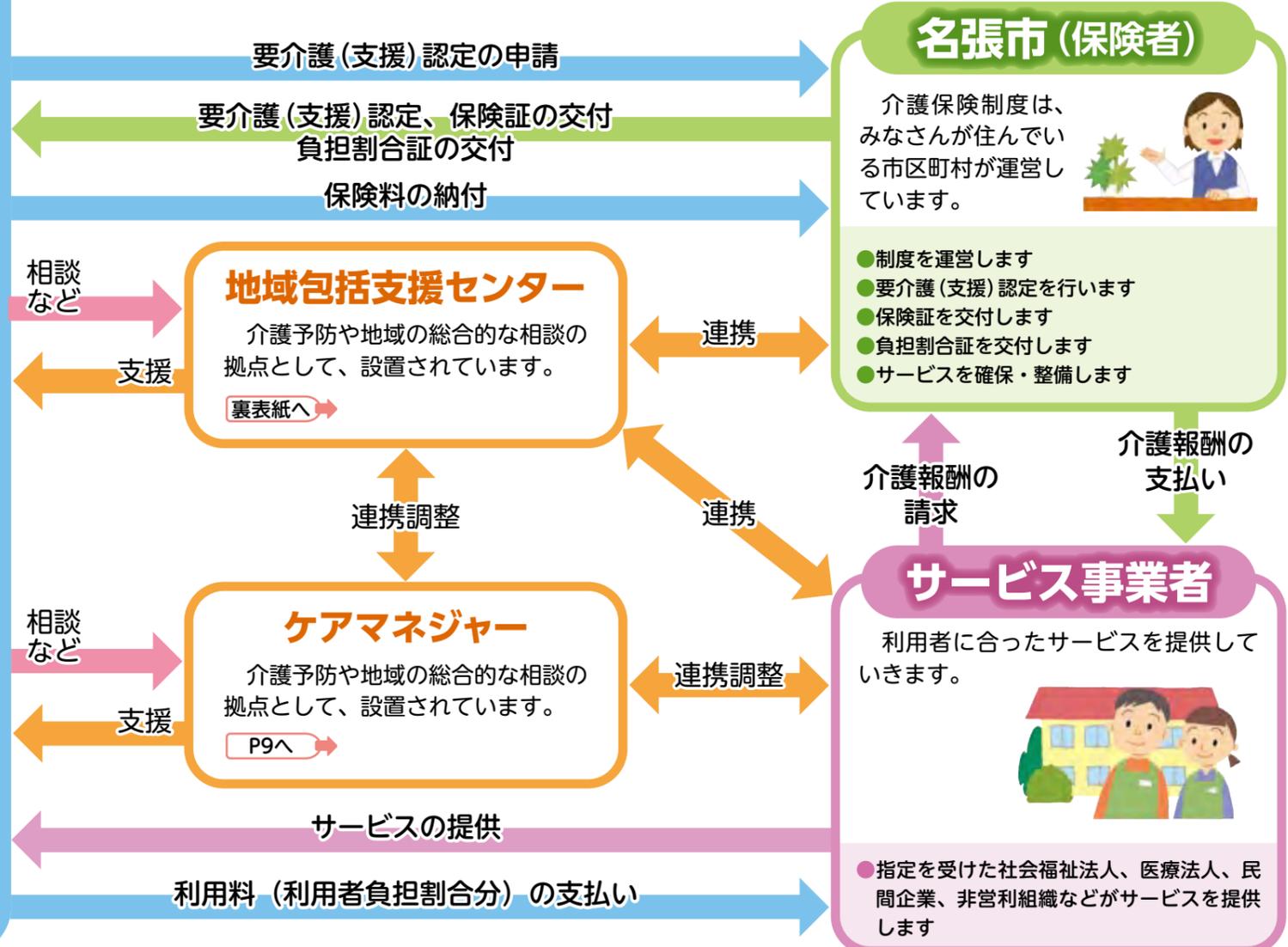
負担割合（1～3割）が記載されます。

▶ 負担割合に関して、詳しくは26ページ。



大切に保管しましょう。

介護保険証、負担割合証はイメージです。



サービス利用の流れ①

相談～利用できるサービス



①相談する

名張市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- 介護サービスが必要
- 住宅改修が必要など



- 生活に不安があるが、どんなサービスを利用したらよいかわからないなど



- 介護予防に取り組みたいなど



②心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護認定を受ける

要介護認定の申請

要介護認定(調査～判定)

名張市の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(下記参照)

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。(基本チェックリスト▶P23)

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



認定

③体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって、心身の状態が判定されます。

要介護度

高
介護が必要な度合い
低

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

- 要支援2
- 要支援1

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者※)

自立した生活が送れる

④利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

介護サービス
を利用できます



介護予防サービス
を利用できます



総合事業

介護予防・生活支援
サービス事業
を利用できます



一般介護予防事業
を利用できます



サービス利用の流れ②へ(8ページから)

サービス利用の手順

要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け、「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

①要介護認定の申請

申請の窓口は、名張市介護・高齢支援室です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設
- まちの保健室

●申請に必要なもの

- ✓申請書
名張市の窓口においてあります。
- ✓介護保険証
40～64歳の方は健康保険に加入していることが確認できるものがが必要です。
- ✓マイナンバーと身元確認書類
申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。



②要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。



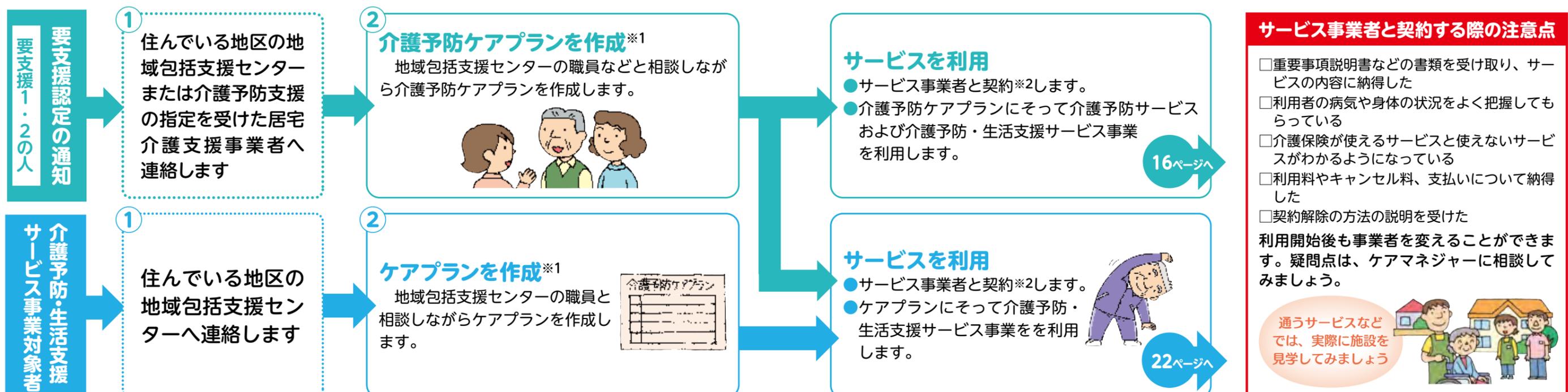
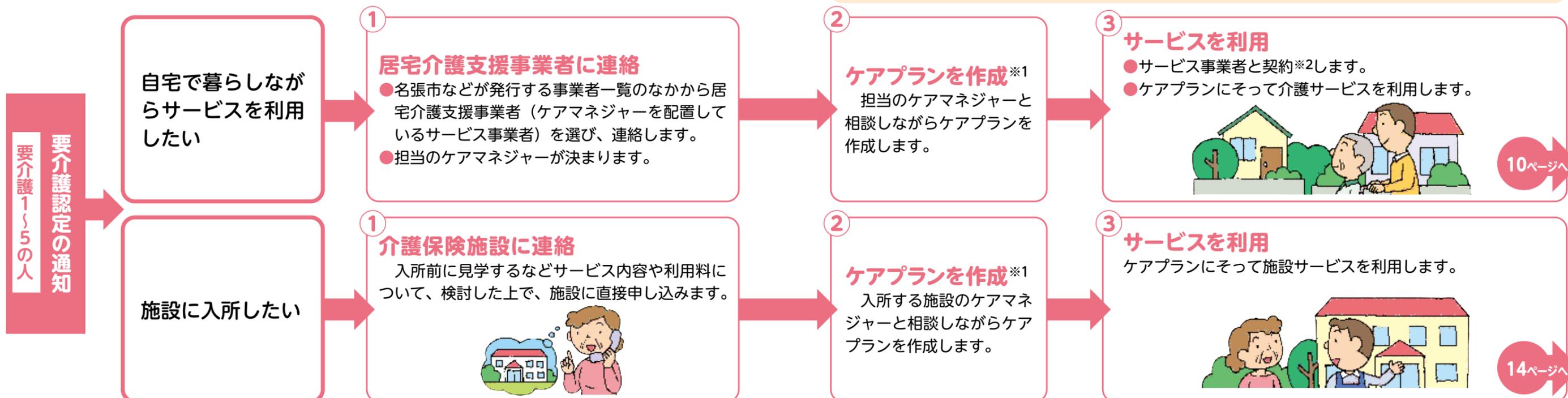
- 訪問調査 名張市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取ります。
- 主治医の意見書 名張市の依頼により主治医が意見書を作成します。
※主治医がいない方は、名張市が紹介する医師の診断を受けます。
- 一次判定 訪問調査の結果や、主治医意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
- 二次判定(認定審査) 一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査します。

サービス利用の流れ②

ケアプランの作成から
サービス利用まで

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。

また、要支援1・2と認定された方は地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡します。介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。



居宅介護支援事業者とは

名張市の指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しをします。

サービス利用の手順

サービス事業者と契約する際の注意点

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができません。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています(利用者負担の割合については26ページ参照)。このほかに事業所の体制や、サービスの利用内容による加算などがあります。

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーに「ケアプラン」を作成してもらい、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援してもらいます。

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、**無料**です。



自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事や排せつ介助などの身体介護、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をしてもらいます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物

以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための食事
- ペットの世話
- 来客の応対
- 草むしり
- 模様替え
- 花の手入れ
- 洗濯



●利用者負担(1割)のめやす

| | | |
|------------|------------|------|
| 身体介護 中心 | 20分～30分未満 | 250円 |
| | 30分以上1時間未満 | 396円 |
| 生活援助 中心 | 20分～45分未満 | 183円 |
| | 45分以上 | 225円 |

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

| | |
|-------------|-----|
| 通院等乗降介助(1回) | 99円 |
|-------------|-----|

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護を受けます。



●利用者負担(1割)のめやす

| | |
|----|--------|
| 1回 | 1,293円 |
|----|--------|

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けます。



●利用者負担(1割)のめやす

| | |
|-----|------|
| 1回※ | 314円 |
|-----|------|

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理や指導を受けます。



●利用者負担(1割)のめやす

〈同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合〉

| | |
|--------------------|------|
| 医師の場合(月2回まで) | 515円 |
| 歯科医師の場合(月2回まで) | 517円 |
| 医療機関の薬剤師の場合(月2回まで) | 566円 |
| 薬局の薬剤師の場合(月4回まで) | 518円 |
| 歯科衛生士等の場合(月4回まで) | 362円 |

訪問看護

疾患などを抱えている人の居宅を、看護師などに居宅を訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理など療養上の世話や診療の補助を受けます。



●利用者負担(1割)のめやす

| | | |
|------------------|-----------|------|
| 病院 診療所から | 30分未満 | 408円 |
| | 30分～1時間未満 | 586円 |
| 訪問看護 ステーションから | 30分未満 | 481円 |
| | 30分～1時間未満 | 841円 |

※早朝・夜間・深夜などの加算あります。

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けます。

●利用者負担(1割)のめやす
(通常規模の事業所の場合)
(7時間以上8時間未満の場合)

| | |
|------|--------|
| 要介護1 | 668円 |
| 要介護2 | 788円 |
| 要介護3 | 913円 |
| 要介護4 | 1,038円 |
| 要介護5 | 1,164円 |

※送迎を含む。
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。
食費、日常生活費は別途必要です。



通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けます。

●利用者負担(1割)のめやす
(通常規模の事業所の場合)
(7時間以上8時間未満の場合)

| | |
|------|--------|
| 要介護1 | 775円 |
| 要介護2 | 919円 |
| 要介護3 | 1,064円 |
| 要介護4 | 1,236円 |
| 要介護5 | 1,403円 |

※送迎を含む。
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。
食費、日常生活費は別途必要です。



施設に入居している方が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の支援や介護を受けます。
食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。

●利用者負担(1割)のめやす(1日)

| | |
|------|------|
| 要介護1 | 550円 |
| 要介護2 | 618円 |
| 要介護3 | 689円 |
| 要介護4 | 755円 |
| 要介護5 | 825円 |

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。



●利用者負担(1割)のめやす(1日)
(介護老人福祉施設・併設型の施設の場合)

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要介護1 | 614円 | 614円 | 716円 |
| 要介護2 | 684円 | 684円 | 786円 |
| 要介護3 | 758円 | 758円 | 862円 |
| 要介護4 | 829円 | 829円 | 934円 |
| 要介護5 | 899円 | 899円 | 1,004円 |

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを受けます。



●利用者負担(1割)のめやす(1日)
(介護老人保健施設の場合)

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|--------|------------------------|
| 要介護1 | 764円 | 842円 | 848円 |
| 要介護2 | 813円 | 893円 | 896円 |
| 要介護3 | 876円 | 958円 | 962円 |
| 要介護4 | 931円 | 1,011円 | 1,017円 |
| 要介護5 | 985円 | 1,067円 | 1,071円 |

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス（施設サービス）

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

※要支援の人は、施設サービスを利用できません。

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・食費・居住費・日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額：1日あたりの施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,445円
- 居住費等：
 - ユニット型個室…2,066円
 - ユニット型個室的多床室…1,728円
 - 従来型個室…1,728円（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,231円）
 - 多床室…437円【697円】※（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は915円）

※令和7年8月から介護老人保健施設の「療養型」「その他型」「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用する場合（短期入所サービスも含む）は、【 】内の金額となります。

低所得の人が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費・居住費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

ただし①②のいずれかの場合は、対象となりません。

*「配偶者」は事実婚も含みます。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合を除きます。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者*が住民税課税の場合
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者*も非課税）でも、預貯金（有価証券、金など換金性が高いものを含む）などが下記を超える場合
 - ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合
- ※第2号被保険者（65歳未満）は、段階にかかわらず、預貯金などが単身1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

●負担限度額【1日あたり】

令和7年8月から 下線部の金額が80万9,000円に変わります。

| 利用者負担段階 | 居住費等 | | | | 食費 | |
|---|---------|-------------|------------------|------|--------|----------|
| | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 | 施設サービス | 短期入所サービス |
| 第1段階 ●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者 | 880円 | 550円 | 550円 (380円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| 第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が80万円以下の人 | 880円 | 550円 | 550円 (480円) | 430円 | 390円 | 600円 |
| 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が80万円超120万円以下の人 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円 (880円) | 430円 | 650円 | 1,000円 |
| 第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が120万円超の人 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円 (880円) | 430円 | 1,360円 | 1,300円 |

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話を受けます。

●利用者負担（1割）のめやす（30日の場合）

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|----------|----------|------------------------|
| 要介護3 | 約22,268円 | 約22,268円 | 約24,793円 |
| 要介護4 | 約24,397円 | 約24,397円 | 約26,953円 |
| 要介護5 | 約26,496円 | 約26,496円 | 約29,052円 |

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人が、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションをしてもらう施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に受け、家庭への復帰を支援してもらいます。

●利用者負担（1割）のめやす（30日の場合）

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|----------|----------|------------------------|
| 要介護1 | 約21,812円 | 約24,123円 | 約24,397円 |
| 要介護2 | 約23,211円 | 約25,644円 | 約25,797円 |
| 要介護3 | 約25,188円 | 約27,622円 | 約27,774円 |
| 要介護4 | 約26,861円 | 約29,234円 | 約29,447円 |
| 要介護5 | 約28,352円 | 約30,785円 | 約30,968円 |

医療と介護を一体的に受けたい

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に受けます。

●利用者負担（1割）のめやす（30日の場合）

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|----------|----------|------------------------|
| 要介護1 | 約21,933円 | 約25,340円 | 約25,857円 |
| 要介護2 | 約25,310円 | 約28,686円 | 約29,204円 |
| 要介護3 | 約32,550円 | 約35,957円 | 約36,474円 |
| 要介護4 | 約35,653円 | 約39,029円 | 約39,546円 |
| 要介護5 | 約38,421円 | 約41,828円 | 約42,345円 |

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや、施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています（利用者負担の割合については26ページ参照）。このほかに事業所の体制や、サービスの利用内容による加算などがあります。

❗ 従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、訪問型サービス、通所型サービスとして市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。訪問型サービス、通所型サービスについては、22ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

地域包括支援センターで「介護予防ケアプラン」を作成してもらい、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援してもらいます。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、**無料**です。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴サービスを受けます。

●利用者負担(1割)のめやす

| | |
|----|------|
| 1回 | 874円 |
|----|------|

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けます。

●利用者負担(1割)のめやす

| | |
|-----|------|
| 1回※ | 303円 |
|-----|------|

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、薬の飲み方、食事など介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けます。

●利用者負担(1割)のめやす

〈同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合〉

| | |
|--------------------|------|
| 医師の場合(月2回まで) | 515円 |
| 歯科医師の場合(月2回まで) | 517円 |
| 医療機関の薬剤師の場合(月2回まで) | 566円 |
| 薬局の薬剤師の場合(月4回まで) | 518円 |
| 歯科衛生士等の場合(月4回まで) | 362円 |

介護予防訪問看護

看護師などに居宅を訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理など介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を受けます。

●利用者負担(1割)のめやす

| | | |
|------------------|-----------|------|
| 病院 診療所から | 30分未満 | 390円 |
| | 30分～1時間未満 | 565円 |
| 訪問看護 ステーションから | 30分未満 | 461円 |
| | 30分～1時間未満 | 811円 |

※早朝・夜間・深夜などの加算あります。



施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせたサービスを日帰りで受けます。

●利用者負担(1割)のめやす(1か月)

※送迎、入浴を含む。

| | | | |
|------|--------|-----------|------|
| 要支援1 | 2,307円 | 栄養改善 | 204円 |
| 要支援2 | 4,300円 | 口腔機能向上(I) | 153円 |



※食費、日常生活費は別途必要です。

目標に合わせたサービスが利用できます(通所系サービス)

介護予防通所リハビリテーションでは利用者の目標に応じて次のようなサービスが利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入居している方が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。

●利用者負担(1割)のめやす(1日)

| | |
|------|------|
| 要支援1 | 186円 |
| 要支援2 | 318円 |

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

短期間施設に入所して利用するサービス

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などを受けます。

●利用者負担(1割)のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要支援1 | 459円 | 459円 | 538円 |
| 要支援2 | 571円 | 571円 | 668円 |

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを受けます。

●利用者負担(1割)のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要支援1 | 588円 | 622円 | 633円 |
| 要支援2 | 737円 | 785円 | 800円 |

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として、事業所のある名張市の住民の方のみ利用できます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています（利用者負担の割合については26ページ参照）。このほかに事業所の体制や、サービスの利用内容による加算などがあります。
- 名張市では実施していないサービスがあります。
- 【 】内は介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。



施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。



- 利用者負担(1割)のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

| | |
|------|--------|
| 要介護1 | 764円 |
| 要介護2 | 903円 |
| 要介護3 | 1,047円 |
| 要介護4 | 1,189円 |
| 要介護5 | 1,331円 |

※要支援1・2の人は利用できません。

身近な地域の施設に入所したい

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けます。



- 利用者負担(1割)のめやす(1日)

| | |
|------|------|
| 要介護1 | 554円 |
| 要介護2 | 623円 |
| 要介護3 | 695円 |
| 要介護4 | 761円 |
| 要介護5 | 832円 |

※要支援1・2の人は利用できません。
●名張市にはこの事業所はございません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

- 利用者負担(1割)のめやす(1日)

| | 従来型個室 | 多床室 | ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 |
|------|-------|------|------------------------|
| 要介護3 | 756円 | 756円 | 840円 |
| 要介護4 | 829円 | 829円 | 914円 |
| 要介護5 | 900円 | 900円 | 985円 |

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症高齢者を対象としたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】
認知症の人が、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで受けます。

- 利用者負担(1割)のめやす(7時間以上8時間未満の場合) (単独型の場合)

| | |
|------|--------|
| 要支援1 | 876円 |
| 要支援2 | 978円 |
| 要介護1 | 1,011円 |
| 要介護2 | 1,121円 |
| 要介護3 | 1,231円 |
| 要介護4 | 1,342円 |
| 要介護5 | 1,452円 |

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】
認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けます。

- 利用者負担(1割)のめやす(1日) (ユニット数1の場合)

| | |
|------|------|
| 要支援2 | 772円 |
| 要介護1 | 776円 |
| 要介護2 | 813円 |
| 要介護3 | 836円 |
| 要介護4 | 853円 |
| 要介護5 | 871円 |

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援1の人は利用できません。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】
通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けます。

- 利用者負担(1割)のめやす(1か月)

| | |
|------|---------|
| 要支援1 | 3,509円 |
| 要支援2 | 7,091円 |
| 要介護1 | 10,636円 |
| 要介護2 | 15,632円 |
| 要介護3 | 22,740円 |
| 要介護4 | 25,097円 |
| 要介護5 | 27,672円 |

看護小規模多機能型居宅介護

【複合型サービス】
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを受けます。

- 利用者負担(1割)のめやす(1か月)

| | |
|------|---------|
| 要介護1 | 12,659円 |
| 要介護2 | 17,711円 |
| 要介護3 | 24,898円 |
| 要介護4 | 28,238円 |
| 要介護5 | 31,942円 |

※要支援1・2の人は利用できません。

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間いつでも、定期巡回と随時対応の訪問介護と訪問看護を受けます。

- 利用者負担(1割)のめやす(1か月)

◆一体型事業所の場合

| 要介護度 | 介護のみ利用 | 介護と看護を利用 |
|------|---------|----------|
| 要介護1 | 5,561円 | 8,113円 |
| 要介護2 | 9,925円 | 12,674円 |
| 要介護3 | 16,479円 | 19,346円 |
| 要介護4 | 20,846円 | 23,849円 |
| 要介護5 | 25,211円 | 28,893円 |

※要支援1・2の人は利用できません。
●名張市にはこの事業所はございません。

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けます。

- 利用者負担(1割)のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

| | |
|-------------|----------|
| 基本夜間対応型訪問介護 | 1,010円/月 |
| 定期巡回サービス | 380円/回 |
| 随時訪問サービス(I) | 579円/回 |

※要支援1・2の人は利用できません。
●名張市にはこの事業所はございません。

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の人、要介護1の人は、①～④のみ利用できます。
⑬は、要介護4・5の人のみ利用できます。

要介護4・5の人が利用できる福祉用具

要介護2・3の人が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の人が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとまなわないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとまなわないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の人、要介護1～3の人でも利用できます)

次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。

●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

●利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額(26ページ参照)が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

事業者には下記①、②が義務づけられています。

- ①貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ②貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修【介護予防住宅改修】

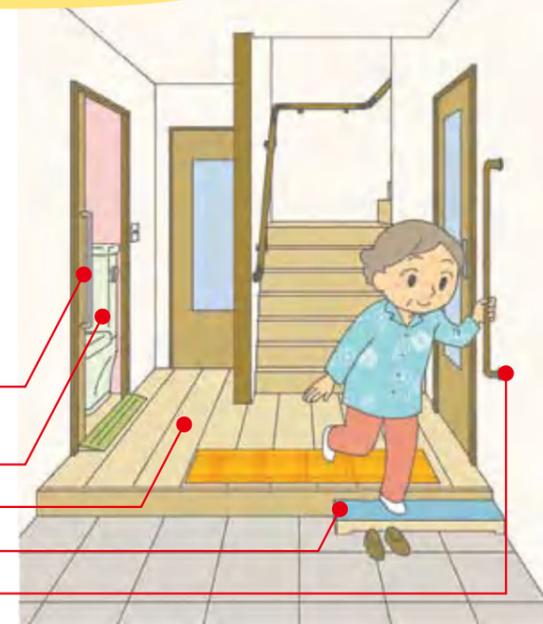
事前と事後の申請が必要です!

●要介護1～5、要支援1・2の人が利用できます。

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

▶工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャー、地域包括支援センター、まちの保健室に相談しましょう。

- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え(ドアノブの変更・戸車等の設置)
- 和式便器から洋式便器への取り替え
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 段差の解消
- 手すりの取り付け



●介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円まで(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積もりをとりましょう。



●手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】

| | | | | |
|--|---|---|--|---|
| 相談・検討 ケアマネジャー・地域包括支援センター職員等に相談します。 | 申請 ケアマネジャー等により住宅改修が必要な理由を作成してもらいます。それに伴い、施工業者を決めて、改修の見積もり、改修箇所内容と居室等の図面、改修前写真(日付入り)を作成してもらい、ケアマネジャー等が名張市に提出します。 | 市で対象工事を判断 介護保険の住宅改修対象であるか名張市で判断し、ケアマネジャー等に連絡します。名張市の許可が下りてから、着工します。 | 改修工事の実施 完成後は不具合がないか、期待通りの効果が出ているかケアマネジャー等が確認します。 | 住宅改修(工事完了)の申請 工事費用の全額をいったん施工業者に支払い、後日申請すると限度額内の7～9割が支給されます。また、名張市で登録した施工業者で改修を行った場合には、限度額内の1～3割のみを施工業者に支払うこと(受領委任支払い)もできます。 |
|--|---|---|--|---|

※必ず工事着手前に申請してください ※新築または増築の場合は支給対象とはなりません

●申請に必要なもの

- | | |
|-----|--|
| 改修前 | ●理由書 ●見積書及び工事施工内訳書 ●改修箇所内容と居室等全体の平面図 ●改修前の写真(日付入り) ●承諾書(住宅の所有者が異なる場合) ●部材の確認ができるカタログ |
| 改修後 | ●住宅改修支給申請書 ●領収書 ●改修後の写真(日付入り) ●請求書及び工事代金内訳書 |

福祉用具を購入する

申請が必要です

●要介護1～5、要支援1・2の人が利用できます。

特定福祉用具購入【特定介護予防福祉用具購入】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1万～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。
※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 簡易浴槽 |
| ② 自動排せつ処理装置の交換可能部品 | ⑤ 移動用リフトのつり具 |
| ③ 入浴補助用具 | ⑥ 排せつ予測支援機器 |

福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。

●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く)と多点杖



総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ●通所型サービス

対象者

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

- 65歳以上のすべての方

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- 介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

介護予防サービス

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 通所介護（デイサービス）
- 福祉用具貸与・購入
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- ショートステイ
- 住宅改修 など

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

対象者

- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

介護予防ケアマネジメント
地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

訪問型サービス
掃除、洗濯などの日常生活上の家事や身体介護を受ける訪問型サービス。介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービス、緩和した基準による訪問家事援助サービス、住民が主体となったボランティアより提供される生活支援、介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援など多様なサービスがあります。

通所型サービス
機能訓練、入浴、食事などの通所型サービス。介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスを行います。



一般介護予防事業

対象者 65歳以上の方

内容 住民主体の介護予防教室や介護予防に関する講演会、通いの場など

総合事業を利用するには、まずは、地域包括支援センターまたは介護・高齢支援室、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



基本チェックリストをやってみましょう

名張市にお住まいの65歳以上の被保険者のうち、厚生労働省が作成した25問の基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられた方が「事業対象者」になります。その後、地域包括支援センター職員がご自宅等に訪問、もしくは来所相談にて、日々の暮らしぶりを聞き取り、必要な事業の選定・説明を行い一緒に考えながら利用決定をしていきます。

| 基本チェックリスト | | （いずれかにチェックしてください） | | 回答 | | |
|-----------|----|-----------------------------------|--------------------------|----|--------------------------|-----|
| 生活機能全般 | 1 | バスや電車で1人で外出していますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 2 | 日用品の買物をしていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 3 | 預貯金の出し入れをしていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 4 | 友人の家を訪ねていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 5 | 家族や友人の相談にのっていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| 運動の機能 | 6 | 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 7 | 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 8 | 15分位続けて歩いていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 9 | この1年間に転んだことはありますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 10 | 転倒に対する不安は大きいですか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| 状態栄養 | 11 | 6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 12 | BMIが18.5未満ですか（BMIの求め方は一番下をご覧ください） | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| 機能口腔の | 13 | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 14 | お茶や汁物等でむせることがありますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 15 | 口の渇きが気になりますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| こもり | 16 | 週に1回以上は外出していますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 17 | 昨年と比べて外出の回数が減っていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| 認知症 | 18 | 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 19 | 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 20 | 今日が何月何日かわからない時がありますか | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| うつ・うつ病 | 21 | （ここ2週間）毎日の生活に充実感がない | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 22 | （ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 23 | （ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 24 | （ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |
| | 25 | （ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする | <input type="checkbox"/> | はい | <input type="checkbox"/> | いいえ |

（注）BMIの求め方：BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）
（例）体重50kg、身長160cmの場合：BMI＝50÷1.6÷1.6＝19.5

その他の地域支援事業



●高齢者の権利を守ります

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

◆次のようなお悩みは、地域包括支援センター(☎0595-63-7833)/1階7番窓口にご相談ください。

預貯金通帳や財産の管理が自分では不安になってきた

悪質な商法によって高額な買い物をさせられた

介護サービス事業者の対応に不満を訴えても改善されない

など

地域包括支援センターのご案内

●高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。



地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

■介護予防を応援します！

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



■さまざまな相談に対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



■高齢者の権利を守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



■充実したサービスを提供するために支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師(または経験のある看護師)、社会福祉士を中心に構成されています。

積極的に
ご利用ください



「まちじゅう つながる ささえあう」包括的な支援体制

高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、名張市では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などに基づいて事業を進めています。

計画の基本理念を「まちじゅう つながる ささえあう ～いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指して～」として、制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がり、地域で支え合える包括的な支援体制を目指しています。

まちじゅうの多様な主体が相互につながり、支え合いの輪を形成



病院

急性期、回復期、慢性期

地域の医療機関

かかりつけ医、
歯科医療、薬局



いつまでも、
いきいきと、
自分らしく暮らせる
地域共生社会



ケアマネジャー

介護事業所

- 居宅サービス
- 施設・居住系サービス
- 介護予防サービス



在宅医療支援センター

- 医療に関する相談・支援
- 医療サービスの調

住まい



地域で暮らす全ての住民
家族、近所、友人、親戚

まちの保健室

- 身近な総合相談窓口
- 地域福祉活動拠点



社会福祉協議会

社会資源の創出



地域包括支援センター

- 介護・福祉に係る総合相談、支援
- 必要な介護・福祉サービスの調整

市役所

- 情報の集約・調整・政策反映
- 福祉分野だけでなく関係部署が包括的に対応

民生委員・児童委員

NPO

老人クラブ

ボランティア

区・自治会

地域づくり組織

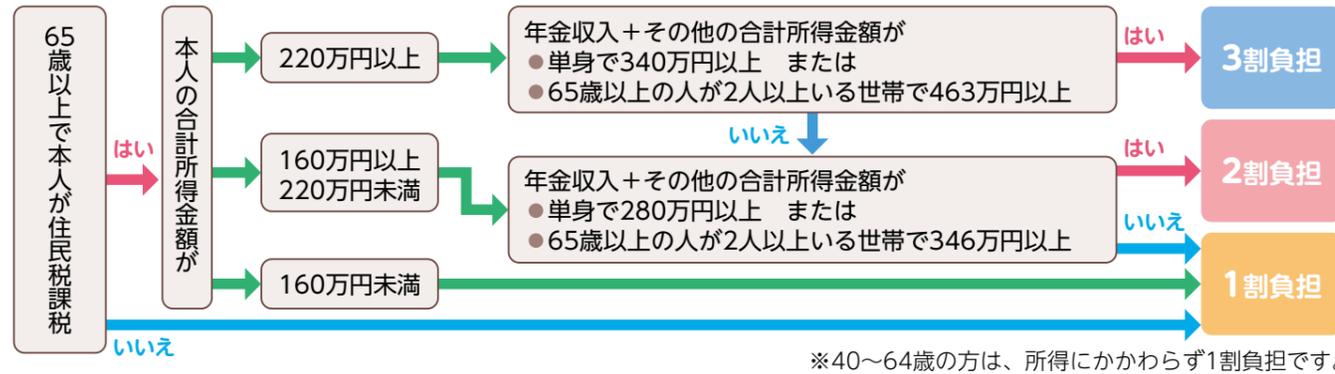
- 生活支援の取組
- 介護予防の取組

費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者に支払う利用者負担は原則としてかかった費用の1割、2割、または3割を負担します。

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



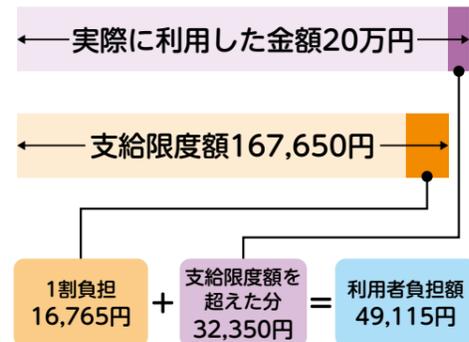
在宅サービスの費用

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

主な在宅サービスの支給限度額

| 要介護度 | 利用限度額 | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) | 利用者負担 (3割) |
|------|----------|------------|------------|------------|
| 要支援1 | 50,320円 | 5,032円 | 10,064円 | 15,096円 |
| 要支援2 | 105,310円 | 10,531円 | 21,062円 | 31,593円 |
| 要介護1 | 167,650円 | 16,765円 | 33,530円 | 50,295円 |
| 要介護2 | 197,050円 | 19,705円 | 39,410円 | 59,115円 |
| 要介護3 | 270,480円 | 27,048円 | 54,096円 | 81,144円 |
| 要介護4 | 309,380円 | 30,938円 | 61,876円 | 92,814円 |
| 要介護5 | 362,170円 | 36,217円 | 72,434円 | 108,651円 |

例 要介護1（1割負担）の方が、20万円分のサービスを利用した場合



※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給
- 介護保険施設に入所して利用するサービス

負担が高額になったとき

● 介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。給付を受けるには、市への申請が必要です。



利用者負担の上限（1か月）

令和7年8月から 利用者負担段階の80万円が80万9,000円に変わります。

| 利用者負担段階区分 | 上限額（月額） |
|--|-------------|
| ● 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上 | 世帯 140,100円 |
| ● 課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上約1,160万円未満） | 世帯 93,000円 |
| ● 課税所得145万円以上380万円未満（年収約770万円未満） | 世帯 44,400円 |
| ● 世帯全員が住民税非課税 | 世帯 24,600円 |
| ● 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人等 | 個人 15,000円 |
| ● 老齢福祉年金の受給者 | 世帯 24,600円 |
| ● 生活保護の受給者等 | 個人 15,000円 |

● 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。



高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

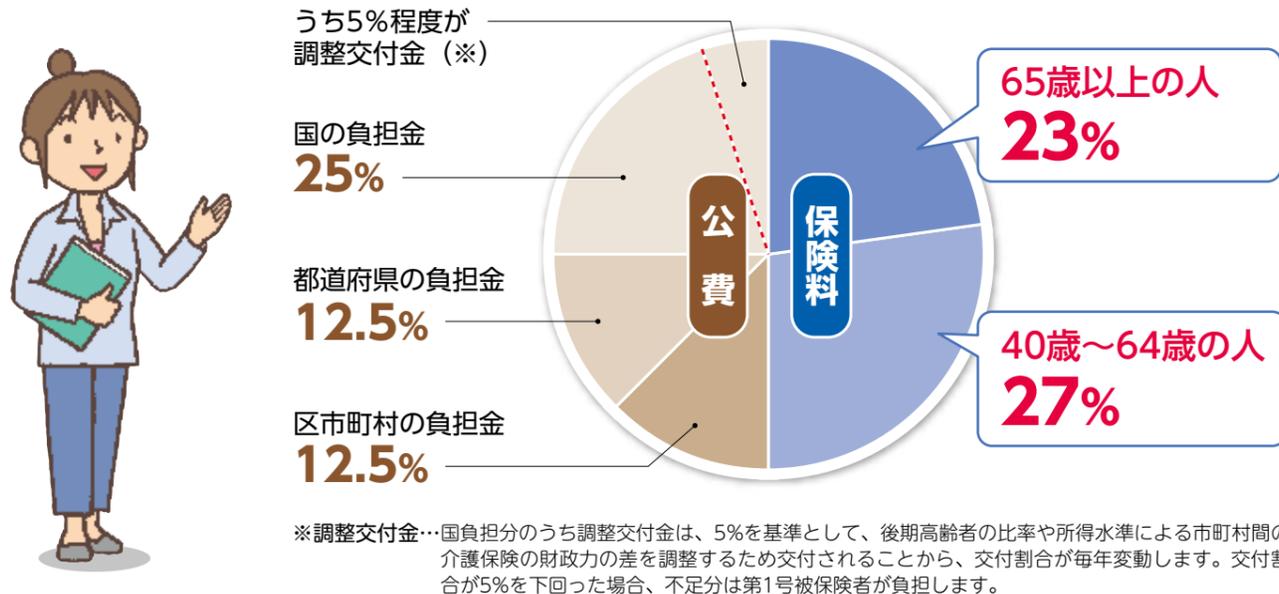
| 所得 （基礎控除後の総所得金額等） | 70歳未満の 人がいる世帯 | 所得区分 | 70～74歳の 人がいる世帯 | 後期高齢者医療制度で 医療を受ける 人がいる世帯 |
|----------------------|------------------|-------------|-------------------|--------------------------------|
| 901万円超 | 212万円 | 課税所得690万円以上 | 212万円 | 212万円 |
| 600万円超901万円以下 | 141万円 | 課税所得380万円以上 | 141万円 | 141万円 |
| 210万円超600万円以下 | 67万円 | 課税所得145万円以上 | 67万円 | 67万円 |
| 210万円以下 | 60万円 | 一般 | 56万円 | 56万円 |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 | 低所得者Ⅱ | 31万円 | 31万円 |
| | | 低所得者Ⅰ | 19万円 | 19万円 |

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
 ■ 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
 ■ 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。
 ■ 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

介護保険料

介護保険料は、介護保険制度を健全に運営していくための大切な財源となっています。みなさんが安心してサービスが受けられるように、保険料は忘れず納めましょう。

介護保険の財源（令和6～8年度）



65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人々の保険料は、市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

第1号被保険者の基準額はこのように決まります

名張市で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の人々の負担分23% = 基準額（年額）79,200円 令和6～8年度

名張市に住む65歳以上の人々の人数

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

令和6～8年度 介護保険料

●下線部については、令和6年度までは80万円です。

| 対象者 | 所得段階 | 保険料率 | 保険料年額 | |
|---|-------|-----------------|----------------|---------|
| ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 | 第1段階 | 基準額 × 0.26 | 20,592円 | |
| | 第2段階 | 80万9千円以下 | 基準額 × 0.46 | 36,432円 |
| | | 80万9千円超 120万円以下 | 基準額 × 0.675 | |
| 120万円超 | 第3段階 | 基準額 × 0.675 | 53,460円 | |
| 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が | 第4段階 | 基準額 × 0.90 | 71,280円 | |
| | 第5段階 | 基準額 | 79,200円 | |
| 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が | 第6段階 | 基準額 × 1.20 | 95,040円 | |
| | 第7段階 | 基準額 × 1.30 | 102,960円 | |
| | 第8段階 | 基準額 × 1.58 | 125,136円 | |
| | 第9段階 | 基準額 × 1.70 | 134,640円 | |
| | 第10段階 | 基準額 × 1.90 | 150,480円 | |
| | 第11段階 | 基準額 × 2.10 | 166,320円 | |
| | 第12段階 | 基準額 × 2.30 | 182,160円 | |
| | 第13段階 | 基準額 × 2.40 | 190,080円 | |

※「合計所得金額」とは、年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。

「合計所得金額」は所得税や住民税の課税決定に用いられる「総所得金額等」とは異なり、土地・建物や株式の譲渡所得の場合は純損失・雑損失等の繰越控除適用前の金額をいいます。なお、保険料の算定に用いる合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。さらに、第1段階から第5段階までの人は、年金収入に係る所得を控除した額となります。

※世帯の状況は、4月1日現在（年度途中で資格取得された方は資格取得日）で判断します。

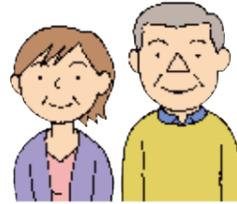
※市民税非課税世帯（第1～3段階）の人の保険料については、公費負担により、一部軽減されています。

保険料の納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納め方

65歳以上になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。
納め方は受給している年金※の額によって下記の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。



特別徴収

年金が年額**18万円以上**の人 ▶ 年金から **【天引き】** になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の年6回に分けて天引きになります。



65歳になられた人や、転入された人で年金天引きの対象になる人も、一定期間（半年から1年程度）は、普通徴収となります
※その他、保険料が増額（減額）になったり、年金が一時差止めになったりした場合などは、一定期間、普通徴収となります。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の人 ▶ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 名張市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

納め忘れのない**口座振替**をご利用ください。



- 手続き
- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
 - 2 取り扱い金融機関または市役所で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

介護保険料の仮徴収と本徴収

当該年度分の保険料を確定するのが7月になることから、保険財源の確保と、保険料が年間を通してできるだけ均等になるように、4月・6月は仮徴収を実施しています。

| 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |

仮徴収

当該年度分の保険料が確定していないため、前年度の保険料段階を基に、4月・6月の保険料を仮に算出します。特別徴収の人は、前年度の2月（6期）の金額と同額としています。

本徴収

当該年度の保険料額を決定し、7月に通知します。決定した1年間の保険料額から、4月・6月の仮徴収額を差し引いた額を、8月～2月の4回に振り分けて徴収します。

保険料を滞納していると

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促状・催告状の送付や、延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付が一時的に差し止められます。滞納していた保険料にあてられることもあります。

2年以上滞納すると

介護保険のサービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

● やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに介護・高齢支援室にご相談ください。

40～64歳の人（第2号被保険者）

40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めます。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。



国民健康保険に加入している人

決まり方

保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

納め方

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人

決まり方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。



介護保険に関するお問い合わせは

介護・高齢支援室
1階 5番窓口

名張市鴻之台1番町1番地
TEL.0595-63-7599 FAX.0595-63-4629

福祉や介護に関する各種相談や介護予防のケアプラン作成に関するお問い合わせは

地域包括支援センター
1階 7番窓口

名張市鴻之台1番町1番地（名張市役所内）
TEL.0595-63-7833 FAX.0595-63-4629

まちの保健室

市内15箇所に設置しています。

- 介護や子育てなどの相談（訪問相談可）に応じています。
- 介護予防教室の開催や、サロン活動などの支援をおこなっています。
- 介護保険などの申請代行や介護認定調査業務をおこなっています。

| 地区名 | 住所 | 電話 (0595) |
|---------|-------------------------------|-----------|
| 名張 | 上八町1321-1（名張市民センター内） | 63-5699 |
| 鴻之台・希央台 | 鴻之台1-2（名張市防災センター1F 中央ゆめづくり館内） | 63-0805 |
| 蔵持 | 蔵持町原出319-1（旧伊賀南部農協蔵持支所） | 63-6371 |
| 梅が丘 | 梅が丘南5-184（梅が丘市民センター内） | 61-3770 |
| 薦原 | 薦生1607（薦原市民センター内） | 63-6400 |
| 美旗 | 美旗町南西原229-3（美旗市民センター内） | 65-5800 |
| 比奈知 | 下比奈知1768（比奈知市民センター内） | 68-1278 |
| すずらん台 | すずらん台東3-220（すずらん台市民センター内） | 68-5700 |
| つつじが丘 | つつじが丘北5-73-2（つつじが丘市民センター内） | 68-7800 |
| 錦生 | 安部田2118（錦生市民センター内） | 63-2571 |
| 赤目 | 赤目町丈六238-1（赤目市民センター内） | 63-1381 |
| 箕曲 | 夏見215（箕曲市民センター内） | 63-1073 |
| 百合が丘 | 百合が丘西5-13（百合が丘市民センター内） | 64-8600 |
| 国津 | 長瀬1418（旧長瀬保育所） | 69-1718 |
| 桔梗が丘 | 桔梗が丘5-12-10（桔梗が丘南市民センター内） | 65-1299 |